

日本小児神経学会九州地方会会則

- 第1条 (名称)本会は日本小児神経学会九州地方会と称する。
- 第2条 (事務局)本会の事務局を福岡市立こども病院小児神経科(福岡市東区香椎照葉5丁目1番1号 電話 092-682-7000)に置く。
- 第3条 本会は九州地区における小児神経学の基礎的及び臨床的研究を奨励し、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 (事業)本会は前条の目的を達成するために、学術集会を開催する。
- 第5条 会員は原則として日本小児神経学会の会員で、本会の目的に賛同し、所定の会費を納める者とする。
- 第6条 (退会)退会しようとする者は、その旨をその年度末までに本会事務局に通知しなければならない。
- 第7条 (資格喪失)会費滞納(3年間)及び会員としての義務を履行しない場合には退会とみなす。また本会の趣旨に背き本会の体面を汚した者は世話人会の承認を経て除名することができる。
- 第8条 本会に次の役員を置く。役員の定年は65歳とする。
1. 代表世話人 1名
 2. 副代表世話人 1名
 3. 事務局幹事 1名
 4. 世話人 若干名
 5. 監事 2名
- 第9条 本会の役員は、次の職務を行う。
1. 代表世話人 世話人会を組織し、会務を執行する。
 2. 副代表世話人 代表世話人の補佐とする。
 3. 事務局幹事 本会の運営をし、書類(会則、世話人会議事録、収入・支出に関する帳簿及び証憑書類)を用意する。
 4. 監事 会計その他を監査する。
- 第10条 代表世話人及び事務局幹事は世話人会により選出決定する。
世話人は日本小児神経学会会員で、世話人会で推薦決定する。
- 第11条 (任期)役員の任期は次の通りとする。
世話人代表、世話人、監事及び事務局幹事2年。但し再任を妨げない。
- 第12条 (名誉会員) 役員の定年(65歳)を越えて本研究会への貢献が大きく、世話人会で多数の承認を得た会員を名誉会員とする。名誉会員には会場費と年会費を免除する。
- 第13条 (会議)学術集会は原則として年2回開催する。世話人会は学術集会と同日に開催する。
- 第14条 学術集会は世話人が輪番で主催し、世話人会の議長も勤める。
- 第15条 (会費)本会は会費により運営する。年会費は1,000円とする。会計年度は毎年1月1日より、翌年12月末日迄とし、世話人会で会計報告を行なう。

第16条 (会則、会費の変更) 本会の会則または会費の変更は世話人会の決定による。
会則は1996年8月1日より施行する。
会則は2018年1月7日より改定する。
会則は2022年8月7日より改定する。